

愛知学院大学学生表彰規程

平成30年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則第33条により、愛知学院大学（以下「大学」という。）の学生の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰の種類は、曹洞宗管長賞（以下「管長賞」という。）、初代学長小出有三賞（以下「初代学長賞」という。）、学長賞、臨床実習優秀賞（以下「実習賞」という。）、臨床実務実習優秀賞（以下、「実務実習賞」という。）とする。

(表彰者の対象)

第3条 前条受賞の対象者は、秋学期修了時に大学の卒業予定者で、在学期間中における学業において顕著な功績があり、他の学生の模範となった学生とする。

(表彰者の選考)

第4条 管長賞は、在学時の学業・人物を総合的に判定して、学科の最優秀学生を学部教授会等において選考し、当該学生を教務部長に報告する。

2 初代学長賞は、在学時の学業・人物を総合的に判定して、前項の次に優秀な学生を学科ごとに学部教授会等において選考し、当該学生を教務部長に報告する。

3 学長賞は、在学時の学業・人物を総合的に判定して、前項の次に優秀な学生を学科ごとに学部教授会等において選考し、当該学生を教務部長に報告する。

4 実習賞は、歯学部歯学科の臨床実習における優秀な学生を歯学部教授会にて選考し、当該学生を教務部長に報告する。

5 実務実習賞は、薬学部医療薬学科の臨床実務実習における優秀な学生を薬学部教授会にて選考し、当該学生を教務部長に報告する。

6 教務部長は、前各項の報告に基づき代表教授会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。

(表彰者の人数)

第5条 管長賞の人数は、学科で各1名とする。

2 初代学長賞の人数は、学科で各1名とする。

3 学長賞の人数は、学科で各1名とする。ただし、在籍者が200名を超えるごとに1名を加えることができる。

4 実習賞の人数は、5名とする。

5 実務実習賞の人数は、5名とする。

(賞状・記念品)

第6条 表彰者には、賞状を授与する。

2 前項の賞状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の制限)

第7条 表彰者は、管長賞、初代学長賞、学長賞、実習賞、実務実習賞を重ねて選定することができない。

(申合せ)

第8条 この規程の施行に必要な事項は、別に申合せをもってこれを定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て代表教授会において審議し、学長の承認を得るものとする。

(事務担当)

第10条 この規程に関する事務は、教務部教務課が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

愛知学院大学学生表彰規程に関する申合せ

平成30年4月1日施行

(目的)

第1条 この申合せは、愛知学院大学学生表彰規程（以下「規程」とする。）第8条により、その施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(成績優秀者)

第2条 成績優秀者の基準は、次のとおりとする。

- (1) 総合GPA値（以下「GPA」とする。）の小数点第3位までを基準に順位付けする。
- (2) GPAが同点の場合は総履修単位数が多い者を上位とし、また、総履修単位数が同一の場合には、総修得単位数が多い者を上位とする。ただし、総修得単位数も同一の場合は同位とする。

(管長賞)

第3条 管長賞の受賞条件は、次のとおりとする。

- (1) GPAが3.0以上であること。ただし、歯学部及び薬学部は除く。
- (2) GPAの順位が1位であること。ただし、1位の者が選考されない場合は、他の順位者を選考することができる。
- (3) 文学部、商学部、経営学部、経済学部、法学部、総合政策学部、健康科学部及び心理学部については4年間、歯学部及び薬学部については原則として6年間のGPAを判定条件とする。
- (4) GPAの順位に複数名の1位がいる場合は、1名を選考し、他の者は下位の賞に選考することができる。

(初代学長賞)

第4条 初代学長賞の受賞条件は、次のとおりとする。

- (1) GPAが3.0以上であること。ただし、歯学部及び薬学部は除く。
- (2) GPAの順位が2位であること。ただし、2位の者が選考されない場合は、他の順位者を選考することができる。
- (3) GPAの順位に複数名の2位がいる場合は、1名を選考し、他の者は下位の賞に選考することができる。

(学長賞)

第5条 学長賞の受賞条件は、次のとおりとする。

- (1) GPAが3.0以上であること。ただし、歯学部及び薬学部は除く。
- (2) GPAの順位が3位であること。ただし、3位の者が選考されない場合は、他の順位者を選考することができる。
- (3) GPAの順位に複数名の3位がいる場合は、1名を選考する。
- (4) 規程第5条第3項に定める、在籍者が200名を超えるごとに1名を加える場合は、第2号の選出者の次の順位者を選考することとする。

(実習賞)

第6条 実習賞の受賞条件は、歯学部臨床実習総合点の順位が上位5位の者を選考する。ただし、歯学部臨床実習総合点が同点の場合は、GPAの順位が上位の者とする。

(実務実習賞)

第7条 実務実習賞の受賞条件は、薬学部臨床実務実習（医療薬学実習Ⅳ）得点の順位が上位5位の者を選考する。ただし、薬学部臨床実務実習得点が同点の場合は、GPAの順位が上位の者とする。

(総代)

第8条 管長賞の受賞者は、学位記授与式において総代を務めることとする。ただし、管長賞の受賞者が選出されない場合は、当該学部長の推薦により総代を選出する。

(申合せの改廃)

第9条 この申合せの改廃は、教務委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(事務担当)

第10条 この申合せに関する事務は、教務部教務課が行う。

附 則

- この申合せは、平成30年4月1日から施行する。
この申合せは、平成31年4月1日から施行する。
この申合せは、令和2年3月1日から施行する。
この申合せは、令和4年4月1日から施行する。
この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

愛知学院大学学生表彰 創立150周年記念賞に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、学校法人愛知学院創立150周年を記念し、愛知学院大学学生表彰規程に定める表彰とは別に、創立150周年記念賞の選考及びその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰者の対象)

第2条 創立150周年記念賞は、次の各号すべての条件を満たす者を対象とする。

- (1) 選考年度の秋学期修了時に大学の卒業予定者で、在学期間中における学業において顕著な功績があった者。
- (2) 在学期間中に修得した総修得単位数が上位の者。
- (3) 在学期間中に修得した総合GPT(総合 Grade Point Total) が上位の者。
- (4) 文学部、商学部、経営学部、経済学部、法学部、総合政策学部、健康科学部、心理学部(歯学部、薬学部を除く)に在籍する者。

(選考方法)

第3条 創立150周年記念賞の選考方法及び人数は、次のとおりとする。

- (1) 総合GPTが上位の者の中から、総合的に判断し選考する。総合的な判断は各学部教授会に委ねるものとする。
- (2) 総修得単位数には、資格取得科目及び認定科目等全ての修得科目の単位数を含むこととする。
- (3) GPTは、修得科目ごとの単位数に、修得科目の成績評価に応じたGP(Grade Point)を乗じて得た値の合計とする。算定に用いるGPは成績評価 AA:4、A:3、B:2、C:1、認定:1とする。
- (4) 総合GPTの算定には、資格取得科目及び認定科目等全ての修得科目のGPTを含むこととする。
- (5) 学則に定める修業年限を超過した者、又は不足する者は除く。ただし、休学期間は修業年限に含めないこととする。
- (6) 選考人数は、原則学科で各1名とする。

(覚書の改廃)

第4条 この覚書の改廃は、教務委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(事務担当)

第5条 この覚書に関する事務は、教務部教務課が行う。

附 則

この覚書は、令和8年3月1日から施行する。